② 特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、四国地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が850点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が850点以上であること。）

⑷ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑸ 特定評価項目に係る技術提案が適正であること。（選抜された者）

⑹ 平成17年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体においては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有していればよい。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

なお、当該施工実績が地方整備局が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

① 特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、次の１）及び２）の工事とする。

１）海域において、作業船により、裏込・裏埋工、基礎工、築堤工のいずれかで石材を10,000㎥以上取り扱った工事

２）港湾土木請負工事積算基準における港湾の係数ランクが４以上に設定された港で施工した工事

（１）と２）は別件工事可）

② 特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、次の１）の工事とする。

１）海域において、作業船により、裏込・裏埋工、基礎工、築堤工のいずれかで石材を5,000㎥以上取り扱った工事

⑺ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 平成17年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工経験を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定技術者が施工経験を有していればよい。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）

なお、その施工経験が地方整備局発注の工事である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

１）特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、海域において、作業船により、裏込・裏埋工、基礎工、築堤工のいずれかで石材を取り扱った工事

２）特定ＪＶの代表者以外の構成員については、主任技術者の工事の施工経験は求めない。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証又は監理技術者資格者証裏面に監理技術者講習修了履歴を有する者であること。

⑻ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽ 上記１に示した工事に関係する当該事務所における発注者支援業務の受注者（予定者を含む。また、設計共同体の各構成員及び業務に従事する技術員の派遣元及び出向元を含む。）及び当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑿ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３ 一次審査に関する事項

競争参加資格があると認められた者について、４⑴によって得られる審査評価点の上位５者までを選抜（５者目の評価点が、同点となる者が複数存在する場合は、その全ての者を含む。）するものである。

４ 総合評価落札方式に関する事項

⑴ 一次審査に関する事項　以下の各評価項目における審査評価点の合計の上位５者までを選抜する。

ただし、５番目の審査評価点が同点の者が複数いる場合は、その全ての者を選抜する。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、四国地方整備局において審査の上、２⑹の同種工事として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

評価項目（詳細は入札説明書のとおり）

① 配置予定技術者の評価

② 企業評価

⑵ 二次審査に関する事項（選抜された者）

一次審査で選抜された者から技術提案の提出を受け実施する。

評価項目（詳細は入札説明書のとおり）

① 技術提案の評価

１）特定評価項目１「工事全般における施工管理」

２）特定評価項目２「工事全般における安全管理」

② 施工体制評価

１）品質確保の実効性

２）施工体制確保の確実性

⑶ 落札者決定方法　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、次の①から③の要件に該当する者のうち、⑷によって得られる標準点、加算点、施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

また、評価値が最も高い者が２人以上あるときは、当該者のくじ引きにより落札者を決定する。

① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

② 技術資料の内容が適正であること。

③ 評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

⑷ 評価値の算出　評価値は次の式により算出する。各項目の評価基準及び得点等の詳細については、入札説明書による。

評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）÷入札価格

① 標準点

上記⑶①から②の要件を満たす者に対し100点の標準点を付与する。

② 加算点

加算点＝ⓐ×施工体制評価点÷30ⓐは上記⑵①の評価項目を評価基準に従い配点する。（最大60点）

③ 施工体制評価点

上記⑵②の評価項目を評価基準に従い配点する。（最大30点）